

ししま

人口と世帯数

4月1日現在

人口	290,630	前月比 (-1,597)
男	143,569	(-992)
女	147,061	(-605)
世帯数	129,272	(-662)

(住民基本台帳による)

憲法週間

憲法は明るい社会の道しるべ

5月1日～7日

—5月9日に豊島区民センターで—

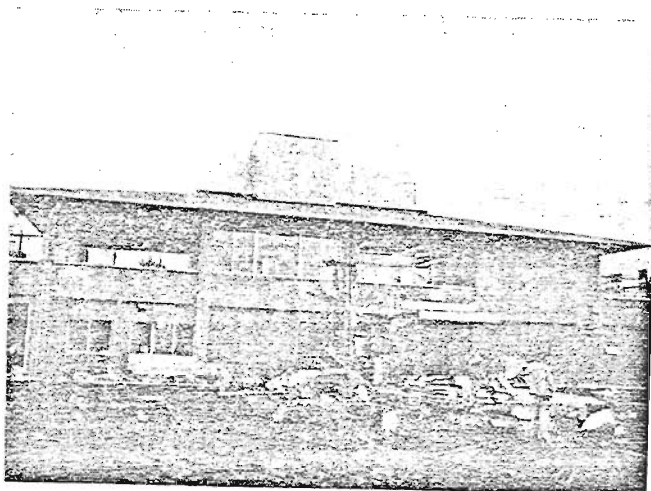
【とき】5月9日(月)
午後1時30分～5時
【ところ】豊島区民センター
(文化ホール)
【あいさつ】豊島区長 日比寛道
【講演】「くらしと地方自治」



今年、憲法が施行されて30年にあたります。区では、昨年に引き続き「憲法記念のつどい」を開催します。憲法が私たちの「くらしと地方自治」の中で、どのような役割をもっているか考えてみましょう。

【映画】「故郷」(カラー)
上智大学教授 佐藤 功氏
【略歴】法制局参事官として日本国憲法制定に関与、法学博士、上智大学法学部長、憲法調査会専門委員、行政監理委員

お問い合わせのうえ、ぜひお出かけください



区立心身障害者福祉施設 「ざくららの家」が6月1日開所

駒込ざくららの家は、昭和45年11月から駒込四丁目、ちえおくれの方の通所訓練施設として、運営されてまいりました。このたび、建物が築設で老朽化したため、目白五丁目18番に移転改築の工事を進めてまいりましたが、関係者、地元の方々のご協力により、装いをあらたに区立「ざくららの家」として開設されることになり、6月1日開所をめぐして、最後の仕上げに入っています。そこで、次のように入所受付をいたします。

- ◇入所対象者と募集人員
区内に居住し、自力通所できる15歳以上の方で、障害の程度が次の①または②に該当する方
- ① 愛の手帳をお持ちの2度・3度の精神薄弱の方………10名
- ② 身体障害者手帳をお持ちの2級から4級までの肢体不自由の方(脳性まひの方)………10名

◇申込み
駒込ざくららの家または福祉課心身障害者対策調査担当に、印鑑と愛の手帳または身体障害者手帳をご持参のうえお申し込みください。

◇申込期間
5月2日～5月14日

◇利用開始日など
申込み後、利用承認された方の利用開始日は7月1日となります。また、肢体不自由の方の通所方法についての相談は、申込みの際にしてください。

◇問い合わせ
駒込ざくららの家 ☎1-26-11
福祉課心身障害者対策調査担当 主査(内線2628)

心身障害者福祉電話のご利用を

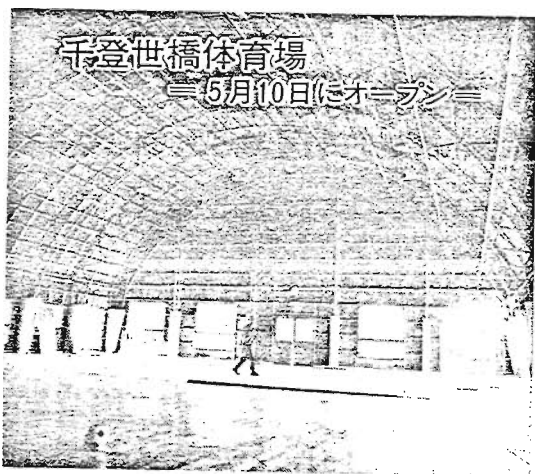
区では、昭和51年6月から、区加入の電話を対象者にお貸ししてきました。

- ① 52年度は、あらたにご自分で持ちの電話についても、電話料金の助成をすることになりましたので、ご希望の方はお申込みください。
- ② 身体障害者手帳を有する人で、障害の程度が2級以上の人、東京都愛の手帳を有する人で障害の程度が2度以上の人、または

③ 日常生活に電話が必要と認められる状態にあり、かつ障害者の属する世帯に電話応答ができる人がいること
④ 障害者本人及び扶養義務者の所得税が非課税であること
⑤ 電話料金の助成
基本料金は区で負担します。通話料金は月60通話(60円)までで負担します。なお、電話をお貸しする場合は、電話設置費は区で負担します。

申込み方法

福祉課に用意してある申請用紙に必要な事項を記入のうえお申込みください。資格要件に該当するかどうかを調査し決定します。□くわしいことは、福祉課福祉係(内線2625)まで。



千登世橋体育場

5月10日(土)オープン

千登世橋に区立体育場が完成し5月10日にオープンします。区民の皆さんのご利用をお待ちしています。

【施設】体育館(武道場)
硬球場 2面
(軟式、硬式併用)
バスで千登世橋下車

●使用開始：5月10日(土)
●申込み受付開始
団体による申込みは5月4日から、直接千登世橋体育場で受け付けます。
剣道、柔道の個人利用の方は、利用したい日に用具を持って、直接お来場ください。

●使用料
個人利用は1回につき一般100円、小中学生50円
団体利用の場合
午前 一、九〇〇円
午後 二、五〇〇円
夜間 二、五〇〇円
全日 七、〇〇〇円

【硬球場】
一面1時間 300円
コインロッカーは一回10円
●お問い合わせ先
体育課管理係(内線3481)
または千登世橋体育場(池17503)
なお、月曜日と、国民の祝日の翌日は、休場日となります。

曜日	火	水	木	金	土	日
午前	剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道
午後	剣道	柔道	剣道	柔道	剣道	柔道
夜間	同上	同上	同上	同上	同上	同上

上記の剣道、柔道は個人利用日です。また当日が祝日の場合は団体貸切となります。

福祉手当の申請は

おすすめですか...

区では心身障害者福祉手当と障害福祉手当を支給しています。次に該当する方で手続きのすんでいない方は至急申請してください。

在宅重度心身障害者 福祉手当

- ◇手当を受けられる方
 - ①日本国民である方
 - ②社会福祉施設(通所施設は除く)などに入所していない方
 - ③各種障害年金(障害福祉年金を除く)などの給付を受けていない方

- ④障害の程度が、次の一つに該当する方
 - ・両眼の視力の和が0.02以下の方
 - ・両耳の聴力が補聴器を用いて音声を識別することができない程度の方
 - ・両上肢の機能に著しい障害を有する方
 - ・両下肢のすべてを指を欠く方
 - ・両大股の用を全く廃した方
 - ・両大股を二分の一以上失った方

・身体的機能に座っていることができない方

- ◇申請書類
 - ・福祉係で所定の申請書、所得状況届に次の書類を添えて申請してください。
 - ・戸籍簿の謄本または抄本
 - ・本人及び扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類(本区で本年度申告した方は不要です)
 - ・身体障害者手帳・愛の手帳または医師の診断書
 - ・印かん

障害者人数	障害者本人	扶養義務者
0人	700,000	5,733,000
1人	920,000	5,982,000
2人	1,180,000	6,195,000
3人	1,440,000	6,408,000
4人	1,700,000	6,621,000
5人	1,960,000	6,834,000

- ◇心身障害者福祉手当
 - ①区内に居住している方 (ただし、生活・職業訓練・機能回復訓練または病後療養等のため一時的に区外の施設、病院等に入所・入院している場合も可)
 - ②障害の程度が、次の一つに該当する方
 - ・愛の手帳1・2・3・4度の精神障害の方
 - ・身体障害者手帳1・2・3級の方
 - ・脳性まひの方
 - ・進行性筋萎縮症の方

- ③老人福祉手当(児童育成手当)を受けていない方
- ④福祉手当(児童育成手当)を受けていない方

◇申請書類

- ・福祉係で所定の申請書に次の書類等を添えて申請してください。
- ・印かん
- ・愛の手帳または身体障害者手帳(脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方で手帳のない方は医師の診断書)
- ・本人の預金通帳(郵便局の預金口座を除く)
- ・本人の前年度の所得を証する書類(本区で本年度申告した方は不要)

ひとり暮らしのおとしよりに

「ひとり暮らしのおとしよりに」バス旅行で温泉と箱根路へ」

健康なひとり暮らしの老人に一日でも楽しく過ごしていただくこと、春と秋に一泊バス旅行を計画しています。

次に該当する方は、ぜひお申し込みください。なお定員が満了するまで、先着順で受け付けます。が、初めに参加される方を優先します。

旅行先：熱海市茶室「豊島荘」
定員：一回につき32名
対象者：区内在住で65以上の老人福祉課



健康なひとり暮らしの老人に一日でも楽しく過ごしていただくこと、春と秋に一泊バス旅行を計画しています。

次に該当する方は、ぜひお申し込みください。なお定員が満了するまで、先着順で受け付けます。が、初めに参加される方を優先します。

旅行先：熱海市茶室「豊島荘」
定員：一回につき32名
対象者：区内在住で65以上の老人福祉課

福祉手当の申請は

おすすめですか...

区では心身障害者福祉手当と障害福祉手当を支給しています。次に該当する方で手続きのすんでいない方は至急申請してください。

在宅重度心身障害者 福祉手当

- ◇手当を受けられる方
 - ①日本国民である方
 - ②社会福祉施設(通所施設は除く)などに入所していない方
 - ③各種障害年金(障害福祉年金を除く)などの給付を受けていない方

- ④障害の程度が、次の一つに該当する方
 - ・両眼の視力が0.02以下の方
 - ・両耳の聴力が補聴器を用いて音声を識別することができない程度の方
 - ・両上肢の機能に著しい障害を有する方
 - ・両下肢のすべてを指を欠く方
 - ・両大股の用を全く廃した方
 - ・両大股を二分の一以上失った方

・身体的機能に座っていることができない方

- ◇申請書類
 - ・福祉係で所定の申請書、所得状況届に次の書類を添えて申請してください。
 - ・戸籍簿の謄本または抄本
 - ・本人及び扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類(本区で本年度申告した方は不要です)
 - ・身体障害者手帳・愛の手帳または医師の診断書
 - ・印かん

障害者人数	障害者本人	扶養義務者
0人	2,246,000	2,246,000
1人	2,566,000	2,566,000
2人	2,825,000	2,825,000
3人	3,086,000	3,086,000
4人	3,346,000	3,346,000
5人	3,606,000	3,606,000

- ◇心身障害者福祉手当
 - ①区内に居住している方 (ただし、生活・職業訓練・機能回復訓練または病後療養等のため一時的に区外の施設、病院等に入所・入院している場合も可)
 - ②障害の程度が、次の一つに該当する方
 - ・愛の手帳1・2・3・4度の精神障害の方
 - ・身体障害者手帳1・2・3級の方
 - ・脳性まひの方
 - ・進行性筋萎縮症の方

- ③老人福祉手当(児童育成手当)を受けていない方
- ④福祉手当(児童育成手当)を受けていない方

◇申請書類

- ・福祉係で所定の申請書に次の書類等を添えて申請してください。
- ・印かん
- ・愛の手帳または身体障害者手帳(脳性まひまたは進行性筋萎縮症の方で手帳のない方は医師の診断書)
- ・本人の預金通帳(郵便局の預金口座を除く)
- ・本人の前年度の所得を証する書類(本区で本年度申告した方は不要)

婦人・母子福祉資金をご利用ください

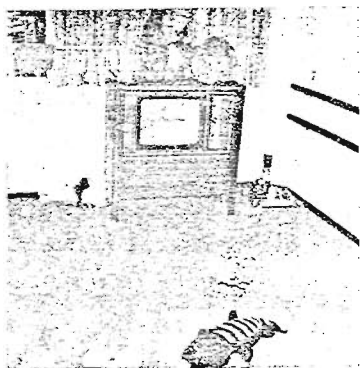
- ・婦人の方々が、経済的に自立して、社会的に安定した生活を送るために必要とする資金を無担保、低利率でお貸ししています。
- 貸付対象者は
 - ▽区内に6ヶ月以上居住の25歳以上の方で、配偶者がいないか、または配偶者の扶養を受けられない方
 - ▽25歳未満の方で、配偶者がいないか、または配偶者の扶養を受けられない方で、親子兄弟姉妹などを扶養している方
- 貸付金の種類は
 - ▽事業開始資金
 - 事業を開始するのに必要な資金
 - 限度額 百万円
 - ▽事業継続資金
 - 事業を継続するのに必要な資金
 - 限度額 五十万円
 - ▽技能習得資金
 - 本人または婦人が扶養している子が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
 - 限度額 月額 六千円
 - ▽就職支度資金
 - 区内に居住している方
 - 本人または婦人が扶養している子が就職するために必要な資金
 - 限度額 月額 六千円
 - ▽住宅資金
 - 子が就職に際し必要な資金
 - 限度額 四万五千円
 - ▽住宅資金
 - 現在居住する住宅の増改築補修または保全に必要な資金
 - 限度額 七十万円
 - ▽転宅資金
 - 住居を移転するために必要な資金
 - 限度額 三万円
 - ▽療養資金
 - 本人または婦人が扶養している子が療養を受けるのに必要な資金
 - 限度額 十万円
 - ▽生活資金
 - 技能習得資金または療養資金の貸付けを受けている期間中の生活を維持するのに必要な資金
 - 限度額 月額 四万二千円
 - ▽結婚資金
 - 本人または婦人が扶養している子が結婚に際し必要な資金
 - 限度額 十万円
 - ▽修学資金
 - 本人または婦人が扶養している子が高校、大学または専修学校に入学するために必要な資金
 - 限度額 月額 四万五千円
 - ▽返済の方法は
 - 元利均等払いの方法により、年賦、半年賦、月賦のいずれかで返済していただきます。
 - なお、20歳未満のお子さんをお持ちの母子世帯の方には、東京都母子福祉資金をお貸ししております。

老人福祉電話の「通話料助成」

- 「自己名義の電話」を所有している方で、次の要件に該当する世帯に通話料等の助成をします。
- ▽対象者
 - ①区内に居住していること
 - ②65歳以上のひとり暮らし世帯、または全員が65歳以上の世帯
 - ③近隣(半径50メートル以内)に一親等以内の親族が居住していないこと
 - ④前年分の所得総額が、四万二千円以下の世帯
 - ⑤定期的に安否の確認を行う必要があると認められる世帯
- ▽助成の範囲
 - 基本料金と毎月60通話(60円)を助成します。
- ▽申請方法
 - 申請用紙に記入のうえ提出してください。要件を確認し助成の可否を決定します。
 - ▽受付月日 4月26日～5月10日
 - ▽助成世帯数 30世帯
 - 問い合わせ 老人福祉課(内線2632)

緊急一時保護制度

登録のお知らせ



...きれいな設備の整った部屋です...

区では、在宅障害者(児)のため緊急一時保護を実施しています。保護の希望者登録をしていない方は、登録をしてください。

制度の内容

在宅の障害者(児)のおられる家庭で、その保護者または家族が疾病、事故、出産、または冠婚葬祭など不在となり、一時的に障害者(児)の介護ができなくなった場合、その障害者(児)を一定期間施設に保護する制度です。

対象者

区内に住む重度の精神薄弱者(児)及び身体障害者(児)ただし、次に該当する方は、対象になりません。

精神衛生法または伝染病予防法

保健所だより

栄養教室開催のお知らせ

からだのしくみとたべものについて勉強してみませんか。病気を予防し、健康を守るために教室を開きます。

5月 保健所カレンダー

Calendar table with columns for date, time, and activity name. Includes events like '一般成人健康相談', '乳幼児健康診査', etc.

★赤ちゃん生まれたら「出生通知票」を必ず保健所へ.....

『日常生活補助用具』のご利用を... 心身の障害のある方の日常生活をより豊かにするために...

誕生記念植樹をどうぞ 誕生したお子さんの健やかな成長を願うとともに、自然を愛する意識を育てていただくために...

国民年金だより 国民年金保険料(昭和52年4月分)の納付書は3月にお送りしましたが...

(5月)児童館だより 高田児童館 28日開館10周年記念行事あり...

学校を地域社会の中心に! 清和・平和小学校をモデル校に指定... 国民年金保険料... 児童館だより... 高松児童館... 西栗崎児童館... 南大塚児童館... 池袋児童館...

区民センターの 区民相談をご利用ください

豊島区では各種の相談を行っています。相談には各種の専門の相談員があたり、絶対に秘密が守られますので、お気軽にご相談ください。

- 結婚問題**
 - 相談日：毎日午前10時～午後3時
 - 第1・3日曜日の翌日と他の日曜日は休む。
 - とら：二階結婚相談室
 - 申込み：紹介を希望する方は、戸籍簿本、住民票各一通、自筆履歴書(無記入)一通、写真(一か年以内撮影)二葉、血液証明書(保健所発行)一通、勤務証明書を持参のうえ本人がおいでください。
- 法律問題**
 - ↓法律相談
 - 相談日：毎週木曜日午後1～4時
 - とら：二階相談室
 - 申込み：12時半から抽せんを行ないますので、それまでにお集りください。
- 家族の問題(未亡人や母子家庭)**
 - 相談日：毎週月、水、金曜日の午後1時～4時
 - とら：三階第一相談室
- 「非行」については**
 - ↓青少年相談
 - 相談日：毎週月、水、金曜日

午前9時～午後4時
とら：二階第5相談室

↓交通事故相談
相談日：毎週火、木、土曜日
午前9時～午後4時
とら：二階第5相談室

↓税金問題は
↓税務経営相談
相談日：毎週土曜日午前9時半～正午
とら：二階第4相談室

↓人権を侵されたときは
↓人権の上相談
相談日：毎月第2・4火曜日
午後1時～4時
とら：二階第2相談室

↓不動産取引苦情相談
相談日：毎月第1・3水曜日
午前10時～午後4時
とら：二階第4相談室

↓内職相談
相談日：毎月第1火曜日
午後1時～4時
とら：二階第3相談室

↓行政に対する不満は
↓行政相談
相談日：毎月第2・4火曜日
午後1時～4時
とら：二階第4相談室

スポーツ

初心者スポーツ教室

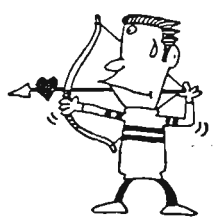
- 卓球：5月10・17・24・31日の4日間 午後1時～3時
- バドミントン：5月13・20・27・6月3日の4日間 いずれも午後2時半～4時半
- とら：豊島体育館
- 参加費：いずれも一回百円
- 服装：運動着・運動靴・ラケットタオルを持参
- 申込み：当日会場で
- 詳細：豊島体育館1-1701

初心者アーチェリー教室

- とら：総合体育場1-0094
- 対象：区内在住の18歳以上の女性60名(先着順)
- 受講料：千五百円
- 申込み：4月25日午前9時から体育場で先着順受付。

社会人初心者水泳教室

- とら：5月20・25・27・29日
- 新体連豊島区連盟主催、区教育委員会の後援で開催。



申込み：4月25日から豊島区アーチェリー協会1-20467サヒ内吉川まで先着順。

楽名	演奏者	期
フルート	峰岸社一 (新日本フィルハーモニー)	5月4日・11日・18日・25日
トロンボーン (ユーフォニウム)	坂本安則 (新日本フィルハーモニー)	6月1日・8日・15日・22日
クラリネット	鈴木良昭 (新日本フィルハーモニー)	7月6日・13日・20日・27日
ホルン	松原千代繁 (新日本フィルハーモニー)	8月3日・10日・17日・24日
トランペット	戸部 豊 (新日本フィルハーモニー)	9月7日・14日・21日・28日
弦バス	赤木 真美 (フリー)	10月5日・12日・19日・26日



吹奏楽教室

専門家による楽器の個別指導を行ないます。学校生徒を優先的に受講生としますが、定員に満たない場合は一般の社会人も認めます。時間：午後6時～9時

とら：青年館音楽教室

受講料：無料、ただし教材費(楽器により異なる)が必要となります。申込み：4月30日までに社会教育係窓口で直接にどうぞ。

詳細：社会教育係(内線3455)

軟式テニス

- とら：5月22日
- とら：総合体育場テニスコート
- 参加費：一ペア千円
- 競技方法：トーナメント個人戦
- ランキン個別
- 締切り：5月14日 (先着順)

バドミントン

- とら：5月22日
- とら：豊島体育館
- 参加費：S600円 W千円
- 競技方法：トーナメントS・W
- 1部・2部 ランキン個別
- 締切り：5月16日

ソフトボール

- とら：5月29日(とらは未定)
- 参加費：一チーム 二千円
- 競技方法：トーナメント
- 締切り：5月23日(先着順)
- 申込み：詳細：いずれも区連盟 981-1345・8315
- 東池袋1-15-12まで。

家庭福祉員

条件：▼資格のある(保母・助産師等)区内にお住まいのご婦人で25歳以上の方▼自宅の一部を保育室として利用できる▼卒業児3名を受託できる方

詳細：保育課管理係(内線2722)まで。

官公所だより

今までの対策自動消火装置のついていないストロブを、新しく買いかえたいと思っている方は消防署で証明をもらって販売店に出せば2/3割引で買えます。

この機会に安全な石油ストーブに買いかえましょう。

期限がありますので、詳細についてはお近くの消防署へどうぞ。

豊島消防署 985-0119

池袋消防署 981-0119

職業訓練校から

冷凍空調機器：5月11日～19日
空調機の電気系統：5月23日～26日
いずれも午後6時～8時半

対象：冷凍空調関係の経験1～2年の技能者

受講料：冷凍空調機器 千円
空調機の電気系統 八百円

申込み：5月4日～7日
午前9時～午後7時
土曜日は正午まで

詳細：都立赤羽高等職業訓練校 平115 北区西が丘3-17-18 981-8334

四季の行事「その四」

五月節供

5月5日はオトコセツクといひ五月人形を飾りソノノボリを立て、柏餅を供えて祝う。かつては月遅れの6月5日に祝っていた。

人形は5月1日頃に出して飾り、7日頃にしまっていたが、初節供にしまきは早くから飾った。3月の雛人形と同様に飾らないと人形が泣くといわれた。

初節供には母親の束家からギンキノボリが三本贈られ、両家のノボリは武將、真中のノボリは神童の絵が描かれていたという。そのの贈渡はソノノボリや五月人形を贈った。初節供のときには、ノボリや人形を贈ってくれた親戚を呼んで祝いをする。

5月4日には菖蒲の葉を買い入れ、その一把握を扇柄の上におく菖蒲とヨモギを一さし軒下からかけておく。これらには虫除け・還除けの意味があったという。

また、4日と5日の晩には、菖蒲を入れた湯をたてた。これによって、体がじょうぶになるといわれた。(今回は6月25日に掲載)